

平成20年第3回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成20年9月18日（木曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 8号 健全化判断比率の報告について
- 第 6 報告第 9号 資金不足比率の報告について
- 第 7 議案第79号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 議案第80号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第83号 字の区域及び名称の変更について
- 第10 議案第84号 町道路線の認定について
- 第11 議案第85号 町営土地改良事業の変更について
- 第12 議案第87号 平成19年度四万十町水道事業欠損金の処理について
- 第13 議案第81号 四万十町副町長定数条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第82号 四万十町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第86号 売買契約の一部を変更する契約の締結について
- 第16 議案第88号 平成20年度四万十町一般会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第89号 平成20年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第90号 平成20年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第91号 平成20年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第92号 平成20年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第21 決算第 1号 平成19年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 陳情

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（25名）

1番	吉村アツ子君	2番	岡峯久雄君
3番	弘瀬則彦君	4番	島岡幹夫君
5番	山岡義正君	6番	緒方正綱君
7番	橋本保君	8番	山上利嗣君
9番	岩井優之介君	10番	田邊哲夫君
11番	松下和孝君	12番	林健三君
14番	下元昇君	15番	竹内常喜君
16番	田邊幹男君	17番	戸田健彦君
18番	堀本伸一君	19番	梶原政利君
20番	田邊客子君	21番	牧野利恵子君
22番	味元和義君	23番	宮地章一君
24番	氏原郭君	25番	宮崎南海男君
26番	池本公夫君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（1名）

13番	酒井祥成君
-----	-------

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町長	前田哲生君	副町長	高瀬満伸君
会計管理者	永井立一君	林業政策監	田辺由喜男君
総務課長	浜田好清君	企画課長	武内文治君
管財契約課長	佐竹節文君	税務課長	山本靖君
町民環境課長	市川敏英君	健康福祉課長	岡澄子君
農林水産課長	中尾博憲君	商工観光課長	森芳明君
建設課長	武市逸夫君	上下水道課長	伊藤哲郎君
教育委員長	宮崎勲君	教育長	水間淳一君

教 育 次 長	長谷部 文 男 君	教育次長兼学校教育課長	渡 部 睦 君
生涯学習課長	山 本 弘 光 君	農業委員会会長	林 幸 一 君
農業委員会事務局長	武 内 洋 介 君	代表監査委員	奥 宮 敏 男 君
総務課副課長	山 本 康 雄 君	総務課副課長	樋 口 寛 君
総務課財政班長	山 脇 光 章 君		

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	清 水 正 一 君	町民生活課長	柴 久 幸 君
大正診療所事務長	林 正 憲 君	産業建設課長	下 藤 広 美 君

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	林 伸 良 君	町民生活課長	杉 内 和 一 君
産業建設課長	岡 本 順 一 君	十和医療福祉センター所長	酒 井 寿 哉 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|        |           |     |         |
|--------|-----------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 今 村 茂 君   | 次 長 | 田 辺 卓 君 |
| 書 記    | 竹 内 寛 子 君 |     |         |

~~~~~

午前9時32分 開会

○議長（味元和義君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、平成20年第3回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議順序に従い会議を進めます。

本日の会議に13番酒井祥成さんから欠席届があっております。

報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番島岡幹夫君及び17番戸田健彦君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の9月16日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） おはようございます。

議会運営委員会を一昨日開催いたしまして、お手元に配付のとおり、13日間をこの9月定例会は日程を予定いたしております。

以上、ご報告いたします。

○議長（味元和義君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の9月18日から9月30日までの13日間であります。

お諮りします。

第3回定例会の会期は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、第3回定例会の会期は、本日から9月30日までの13日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第３ 諸般の報告を行います。

町長から地方自治法第１９９条第４項並びに同法同条第２項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第２３５条の２第３項の規定による例月出納検査報告がっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、株式会社あぐり窪川の平成１９年度経営状況等を説明する書類の提出がっております。その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、会議規則第１１９条、議員の派遣について、その結果を報告します。

平成２０年６月１４日から平成２０年６月１５日に東京都で開催されました東京四万十会に松下議員と下元議員が出席しました。

平成２０年６月２４日から平成２０年６月２６日に和歌山県紀の川市の大型農作物産直売所めっけもん広場と岡山県井原市の葡萄浪漫館の運営について、松下委員長ほか委員６名が行政調査と視察研修を行いました。

平成２０年６月２５日から平成２０年６月２７日に鳥取県米子市のケーブルテレビ株式会社中海テレビ放送と同県鳥取市及び八頭町で学校給食センターの運営等について、田邊委員長ほか委員５人が行政調査と視察研修を行いました。

平成２０年７月２日から平成２０年７月３日に宿毛市西南中核工業団地内の四国メーカー株式会社、株式会社信貴精器、シコク精工株式会社、株式会社タナック、高知旭光精工株式会社、難波プレス工業株式会社を訪問し、企業誘致や企業発展に寄与する政策づくり、雇用拡大の基礎づくりについて、山上委員長ほか５人の委員が行政調査と視察研修を行いました。

平成２０年７月８日から平成２０年７月１０日に鳥取県日南町で、木の香り漏れる庁舎及び町有林、岡山県津山市の株式会社院庄林業の木材製品のブランド力と競争力及び梶原町で木質バイオマスのペレット化について、竹内委員長ほか５人の委員が行政調査と視察研修を行いました。

平成２０年７月２１日から平成２０年７月２２日に雇用促進政策づくり最終調整に山上議員と岩井議員が派遣されました。

平成２０年７月２４日に高知県庁で行われました県道の陳情に竹内委員長が出席しました。

平成20年8月8日に高知県民文化ホールで開催されました平成20年度市町村議会議員研修会に議長ほか22人の議員が出席しました。

平成20年8月26日に大月町の農村環境改善センターで開催されました第2回高幡町村議会議長会議員研修会に議長ほか20人の議員が出席しました。

平成20年8月29日に高知県庁で知事に海洋堂進出に伴う条件整備の陳情が行われ、酒井副議長が出席しました。

平成20年9月3日から平成20年9月4日に大阪市西淀川区の株式会社広瀬製作所と滋賀県長浜市の海洋堂フィギュアミュージアム黒壁を訪問し、企業立地や企業誘致の課題等について、山上委員長ほか5人の委員が行政調査と視察研修を行いました。

議長会の件につきましてもお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第4 行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出がっております。これを許可します。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 改めまして、おはようございます。

台風13号の行方が気がりでございますけれども、本日、議員の皆様のご出席をいただきまして、平成20年9月町議会定例会が開かれますことを厚く御礼を申し上げます。

議長のお許しを得ましたので、開会に当たりまして6月定例議会以降の主要な行政運営等に関しまして、以下7点ご報告を申し上げます。

まず、平成20年度普通交付税額の決定についてでございます。

平成20年度の普通交付税の税額等が8月15日に決定をされました。普通交付税総額は14兆4,816億円、対前年度比1.3%の増でございます。全国の市町村分におきましては、対前年度比3.8%の増となっております。また、県内市町村の状況につきましては、総額で対前年度比3.5%増の1,201億円の交付決定額となりました。

本町におきましては、対前年度比で2億238万5,000円、3.5%増の60億6,853万6,000円の決定額となり、普通交付税と臨時財政対策債を合わせますと、1億7,787万円、2.8%増の算定結果となっております。

その主な要因としましては、基準財政需要額において地方再生対策費の創設により2億円余りの新規算入がありました半面、臨時対策債が6%余り減額となったことなどによる

ものでございます。

なお、基準財政需要額では昨年度に引き続き、頑張る地方応援プログラムの追加需要 1 億 8, 0 0 0 万円余り、合併補正として 5, 0 0 0 万円余りがそれぞれ算入されております。

合併後 1 0 年間保障される旧町村単位で算定した合併算定替と一つの自治体として算定した一本算定との差が 8 億 8, 0 0 0 万円余りにも上ることが推定されること、また地方交付税制度の影響を大きく受けやすい本町としまして、将来に向けた健全財政を堅持するため、今後も行財政改革によるさらなる歳出削減が必要であろうと考えております。同時に、地方六団体とも提携をいたしまして、面積要件等を加味した算定基準の改善と交付税総額の確保を強く国に求めていると考えておるところでございます。

次に、公的資金の補償金免除繰上償還についてご報告を申し上げます。

地方財政対策としまして高金利の地方債負担額を軽減するため、平成 1 9 年度から平成 2 1 年度までの臨時措置としまして、一定の要件のもと公的資金の金利 5 % 以上のものについて補償金を免除した繰上償還制度が実施をされております。

本町におきましては、合併特例法に基づく合併市町村で実質公債費率が 1 5 % 以上の団体に該当し、普通会計における金利 5 % 以上の公的資金の地方債残高が対象となったところでございますが、普通会計における平成 2 0 年度末の金利 5 % 以上の地方債残高は、一般会計で 3 億 2, 3 1 2 万円、住宅新築資金等貸付事業特別会計で 9, 7 3 5 万円、合計 4 億 2, 0 4 7 万円を有することとなっておりますが、本年度実施対象とされる金利 6 % 以上 7 % 未満である一般会計における旧資金運用部資金の残高 2 億 3, 1 9 7 万円を全額繰上償還するため、今回一般会計補正予算案で計上し、国への申請を行ったところでございます。

要件によりますと、その繰上償還対象債に係る補償金免除額以上の行財政改革の効果額を盛り込んだ財政健全化計画の策定が必要であり、昨年度策定の中期財政計画をもとに 8 月に作成をいたしました。この財政健全化計画等の申請が承認されれば、平成 2 1 年 3 月に繰上償還が実施できることになります。

この償還金免除に係る繰上償還の財源といたしましては、合併以後 2 カ年度間で実質的に基金の取り崩しを必要としなかったこと、現在の基金運用利率と民間資金への借りかえ後の利率を勘案をしたこと、また本年度の普通交付税の確定により一定の留保額が見込ま

れたことなどによりまして、借りかえではなく全額の繰上償還を実施したいと考えておるところでございます。

本年度におきまして全額の繰上償還が実施できれば、償還金免除額 3, 784 万円を含む後年度以降の利子分 5, 494 万円が軽減をされます。また、平成 21 年度においても金利 5 %以上 6 %未満の旧資金運用部資金及び金利 5 %以上 7 %未満の旧簡易生命保険資金の対象額 1 億 4, 073 万円の繰上償還が実施できますと、この制度における償還金免除額を含む後年度の利子分総額で 7, 820 万円の実質効果額が見込まれることとなります。

今後の行財政改革を進めていく上で、公債費負担の相当の軽減が図られること、また平成 21 年度から始まる窪川地区の学校給食やケーブルシステム整備による追加の需要額にも対応するため、重要な施策として来年度も実施に向け調整をして要望してまいりたいと考えております。

次に、四万十町ケーブルネットワークにつきましてご報告を申し上げます。

合併協議会で確認をいたしました重点プロジェクト事業であるケーブル事業につきまして、さきの 8 月臨時議会でケーブルネットワーク整備工事請負契約の締結議案と当該施設の指定管理者の指定議案の議決をいただきました。議決をいただきました後、正式な工事請負契約の締結をするとともに仮加入申込者へ本契約のご案内を郵送し、また本加入手続の地区説明会も随時行っているところでございます。

本契約のサービス期間中としての申込期間を 11 月末日までといたしております。住民負担の有利なこの時期の加入案内を知らなかったと住民から苦情をいただかないよう十分な周知と理解を図っていきたいと考えております。

工事の着実な施工に向けた進捗管理はもちろん、ケーブル経営の安定運営に向けた加入者の確保に全力を挙げる決意でございまして、この大切な情報施設を住民の暮らしにどう生かしていくかについて、これまで以上に職員や住民の積極的な意見を求めながら、地域発展の中核施設として見るテレビから使うテレビへと進化をしていかなければならないと考えております。

昨年の 6 月定例議会で地域情報化の基本的な考え方を議会へお示しして以来、旧町村格差の解消や多様な手法の選択と財政課題など多くの課題について議会と協議を重ね、住民との話し合いを踏まえ、最良の方法として今回のケーブルネットワーク事業を選択したものと確信をいたしております。

衆議一決をしました今、このケーブルネットワーク情報施設を地域共同管理の重要な施設として運営する必要があります。この合併重点プロジェクト事業が成功するよう、議員を初め町民の皆様の運営支援、加入呼びかけをお願いする次第でございます。

次に、バイオマス等未活用エネルギー事業調査についてでございます。

さきの6月定例会で行政報告をいたしました四国経済産業局の補助事業である平成20年度バイオマス等未活用エネルギー調査事業の応募は、実施計画書提出後に外部専門家による審査委員会のプレゼンテーション審査がございまして、採択をされました。

その後、補助金交付申請書を提出をし、7月31日に補助金の交付決定がございましたが、総事業費は820万1,000円で、そのうち補助事業費は797万6,000円余りとなっております。今回の9月定例会の補正予算に計上させていただいております。

調査の概要は、四万十町全域の農林バイオマス、特に未活用間伐材が熱、電気等へのエネルギー化及びマテリアル利用による製品、商品化などに有効な活用策として事業化できるか否かを判断するため、それらに必要なデータの収集や分析及びエネルギー利用システムについて調査研究をするものでございます。

この調査にはバイオマスに関する専門知識や情報が必要であることから、調査に対応できるシンクタンク等に委託いたしますとともに、大学等の学識経験者、高知県並びに町内の経済団体等で組織する四万十町農林バイオマスエネルギー調査検討委員会を設置し、調査項目の検討や委託による調査事項についての審議や検討を行うものでございます。

調査結果につきましては報告書として取りまとめ、四万十町のバイオマスタウン構想を策定するための基礎資料として活用してまいる予定でございます。

次に、窪川駅前の土地開発基金所有地に隣接するN T T所有地の取得についてでございます。

この土地につきましては、昨年3月15日に土地開発基金で取得いたしました旧J R用地の隣接地でございまして、J R用地を取得する際に建設用途によってはJ R用地だけでは十分な利用が望めないことからN T T側に譲渡の打診を行ってございましたところ、このたびN T T側より内部協議が調い分筆等が完了し、売却が可能な状態となったとの連絡を受けまして、価額等の協議を行った上、今月9日に登記を完了いたしました。

取得しました土地の面積は555.66平方メートルで、取得金額は土地代、鑑定評価等の取得経費を含め総額3,130万円で、うち土地代金は鑑定評価に基づき2,980万円となっております。財源としましては、土地開発基金を活用し、基金財産の運用形態

の変更という形で対応いたしております。

この間、本町におきましては学校給食、ケーブルテレビ等々のビッグプロジェクトが進捗をいたしておりまして、旧ＪＲ用地を含めた今後の活用方策については、庁舎建設等プロジェクト会議も具体の方向性を打ち出すには至っていないところでございますが、以前より申し上げておりますとおり、駅前に一定の用地を確保できますことから用地取得に踏み切った次第であります。

議員の皆様には、昨年６月定例議会におきまして、多くの方からＪＲ用地購入に絡みご質問、ご提言等をいただき、ＪＲ用地を取得する際にＮＴＴ側に話をしている旨も申し上げたところでもございますが、今後も議会のご意見を十分拝聴しながら、さきに取得しました旧ＪＲ用地と一体とした庁舎等の公共施設あるいは商業施設等の施設整備を視野に入れて町の活性化に資する用途について研究、検討を進めてまいり所存でございます。

次に、総合支所機能の再編についてでございます。

本町の中山間振興、特に大正、十和地域の農林業を含む地域振興を進めるため、総合支所の機能の見直しを進めております。本年度に入りまして、両総合支所での職員による検討や支所合同の会合を重ね、総合支所としての意見をまとめ、本庁の関係する各課との協議も行った上で、今回総合支所のあるべき姿、当面の総合支所体制についての考え方を取りまとめました。

内容としましては、地域振興課と産業建設課の２課を統合し、各課が分担している地域振興を一本化しようとするものでございますが、その実施については新庁舎の建設や地域自治区の創設等をにらみながら適切な時期に行いたいと思っております。当面は総合支所に林業振興の業務を持たせ、課を超えた地域振興チームを組織し、本庁各課と連携した中山間振興を図っていくことといたしております。そのほか、十和地区につきましては、医療福祉センターの見直し等も行っていきたいと考えております。

去る１０日、１１日と両地域審議会にこのことを諮問し、１１月末までには答申をいただけるものと思っております。その後最終案を決定し、来年度に本庁の組織機構の見直しも含めた機構改革を行ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、学校適正化配置計画についてでございます。

本町では少子・高齢化が進みまして、町内の小・中学校では過小規模校がその多くを占める状態となっております。この現状並びに将来展望を踏まえまして、昨年５月３０日に四万十町学校適正規模・適正配置等検討委員会へ学校の適正規模・適正配置について諮問

し、１１月１日にその基準について答申を受けました。それを受けて町部局と教育委員会で組織する推進本部会において検討を重ねてまいりましたし、本年５月には保護者、地域審議会、区長会、学校長の代表や各地域の学識経験者で組織する四万十町学校適正配置審議会へその検討内容を諮問し、８月にそれに対する答申、建議をいただいたところでございます。

推進本部におきましては、この答申及び建議を再度検討し、このたび四万十町立小・中学校適正配置計画を取りまとめました。その内容につきまして、後刻、議員協議会をお願いし、ご説明を申し上げますけれども、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願いを申し上げますところでございます。

○議長（味元和義君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。

日程第５ 報告第８号から日程第６ 報告第９号を報告後、日程第７ 議案第７９号から日程第８ 議案第８０号までの２議案及び日程第９ 議案第８３号から日程第１１ 議案第８５号までの３議案並びに日程第１２ 議案第８７号を提案説明、審議、採決後、日程第１３ 議案第８１号から日程第１４ 議案第８２号までの２議案及び日程第１５ 議案第８６号並びに日程第１６ 議案第８８号から日程第２０ 議案第９２号までの５議案と日程第２１ 決算第１号につきましては提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日を予定しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第５ 報告第８号健全化判断比率の報告について、日程第６ 報告第９号資金不足比率の報告についてを一括報告します。

提出者の報告を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） ご報告を申し上げます。

報告第８号健全化判断比率の報告並びに報告第９号資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全性に関する比率を公表させる制度を設け、当該比率に応じて

財政の健全化計画を策定し、自立的で健全な財政運営を確保するため、平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定をされました。

健全化計画策定義務等を含めた全体の法律施行は平成21年4月でございますが、財政の健全性に関する指標の算定、監査委員の審査、議会への報告並びに公表につきましては、本年4月より施行されておまして、今回平成19年度決算に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率につきましては、法第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして監査委員の意見をつけてご報告申し上げるところでございます。

本年度算定を行いました平成19年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、普通会計における実質赤字比率並びに全会計の連結実質赤字比率につきましては、赤字がなく比率は算定されておませんが、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す実質公債費比率は16.8%、町債残高のほか普通会計が将来負担すべき実質的な負債をとらえた将来負担比率は77.8%となっておりまして、いずれも早期健全化基準を下回った結果となっております。

また、公営企業会計の資金不足比率につきましては、対象となる4つの会計におきまして、いずれも資金不足はなく該当ございませんでした。

平成17年度決算から起債制限比率にかわり指標となりました実質公債費比率につきましては、前年度から0.3ポイント上昇する結果となり、平成20年度決算においてピークを迎える見込みでございます。今後も繰上償還の実施等を含む公債費負担の軽減を図りますとともに、町債残高の推移や公債費の動向を十分加味し、実質公債費比率を抑制することは必要であると考えております。

今回の算定結果におきましては以上のような指標となっておりまして、本会議後は国、県への報告、並びに住民等への公表を行う予定でございます。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7 議案第79号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第8 議案第80号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上議案第79号から議案第80号までの2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 議案第79号及び議案第80号人権擁護委員の推薦につき意見を

求めることにつきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、人権擁護委員野村靖城氏並びに佐々木貞壽氏の任期満了に伴う後任者につきまして、高知地方法務局長からの推薦依頼に対するものでございます。

四万十町金上野 1 3 4 9 番地 3 7、村上秋生氏並びに四万十町奈路 5 2 1 番地、佐々木英喜氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の意見を求めようとするものでございます。

村上氏は教職を退職後、ライフワークである文化活動を通じ幅広い人脈を生かした交流活動に取り組まれ、佐々木氏は長い行政経験を生かし地域住民からの各種相談活動等を積極的かつ堅実に行っておりますことから、両氏とも地域の人々の人望は厚く、人権擁護委員として最適任であると確信をするものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

この 2 議案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論は省略することに決定しました。

これより議案第 7 9 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この表決は起立により行います。

四万十町金上野 1 3 4 9 番地 3 7、村上秋生君を適任とする意見の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立多数です。したがって、村上秋生君を適任とすることは可決されました。

これより議案第 8 0 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

四万十町奈路 5 2 1 番地、佐々木英喜君を適任とする意見の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立多数です。したがって、佐々木英喜君を適任とすることは可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第9 議案第83号字の区域及び名称の変更について、日程第10 議案第84号町道路線の認定について、日程第11 議案第85号町営土地改良事業の変更について、日程第12 議案第87号平成19年度四万十町水道事業欠損金の処理について、以上議案第83号から議案第85号及び議案第87号の4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第83号字の区域及び名称の変更につきましてでございます。

本議案につきましては、十和中部地区中山間地域総合整備事業で整備を実施しております昭和換地区、河内換地区、大道換地区、小野換地区、古城換地区、石田川換地区の6換地区におきまして、字の区域及び名称の変更の必要が生じましたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、これに係る変更調書を添付をいたしております。ご審議のほどよろしく願いを申し上げます。

続きまして、議案第84号町道路線の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

整理番号窪川172、173、金上野高樋橋1号線、2号線でございます。当路線につきましては、町道見付馬場線から分岐した路線でございまして、舗装、側溝とも整備された幅員4メートルの生活道路であり、今回路線認定し維持管理していくものでございます。

続きまして、整理番号窪川461、床鍋山手線でございます。当路線は、町道床鍋線と縁ノ島床鍋線とを結ぶ路線で、県営圃場整備事業により未舗装ではありますが、幅員4メートルで整備をされております。また、この路線につきましては、遍路道にもなっております。町道に認定し維持管理するものでございます。

続きまして、整理番号窪川462、替坂本宮ノ地線でございます。当路線は、四国横断自動車道の建設に伴った工事用道路、木出し道として国土交通省が整備した道路で、今回町道に認定するものでございます。

続きまして、整理番号窪川５６５、下ヤシキ大田線でございます。当路線は峰ノ上の国道５６号線と町道口神ノ川峰ノ上線と接続する生活道でございます、舗装まで整備をされておりまして、今後は町道に認定し維持管理を行うものでございます。

続きまして、整理番号窪川５６６、弘見ホキ線でございます。当路線は、町道弘見飯ノ川線を迂回するように県営圃場整備事業で整備された生活道でございます、今回町道に認定するものでございます。

続きまして、整理番号窪川５６７、八千数中央線でございます。当路線は県道上ノ加江窪川線から分岐し、町道向川八千数線、八千数親ケ内線とを結ぶ生活道路で、整備済みでございます、今後は町道に認定し、維持管理を行うものでございます。

続きまして、整理番号窪川６５５、興津保育所線でございます。当路線は県道興津窪川線の興津坂で改良工事により旧道となった部分を興津保育所造成工事に伴い、今回町道に認定するものでございます。

続きまして、整理番号十和３２０６０号宮添線でございます。当路線は人家地帯への連絡道であって生活道として重要でございます、町道認定しようとするものでございますが、延長３１５メートル、幅員２．４メートルから４メートルでございます。

つきましては、以上９路線につきまして、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第８５号町営土地改良事業の変更につきましてご説明申し上げます。

本議案は、中山間地域総合整備事業の窪川四万十地区として設定し、農業生産基盤の整備を目的として安定的な用水の確保、農産物の減産防止、維持管理費の節減を図りますとともに効率的な営農と有利作物への転換を促進し、農業所得の向上を目指して施工しております大井野地区の用排水路と暗渠排水整備、松葉川中部地区の用排水路整備、仕出原地区の区画整理事業のうち、変更の生じた大井野地区の用排水路整備について、土地改良法第９６条の３第１項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

なお、本事業の変更計画概要書を添付をいたしております。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、議案第８７号平成１９年度四万十町水道事業欠損金の処理についてご説明申し上げます。

平成１９年度四万十町水道事業の決算において生じた未処理欠損金２１２万６，９５４円につきましては、地方公営企業施行令第２４条の３第１項の規定により、第一に繰

り上げ利益剰余金で欠損を埋め、なお欠損金に残額があるときは利益積立金をもって埋めるとするとございますが、平成１９年度四万十町水道事業の決算におきましては、繰り上げ利益剰余金、利益積立金とも残額がございませんでしたので、地方公営企業施行令第２４条の３第２項ただし書きによりまして、第２４条第１項に規定する積立金である建設改良積立金８，１７５万２，４７６円のうち、２１２万６，９５４円を取り崩し、欠損金に繰り入れることにより欠損処理を行おうとするものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第８３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８３号字の区域及び名称の変更についてを採決します。

この表決は挙手により行います。

議案第８３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第８３号は原案のとおり可決されました。

これより議案第８４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８４号町道路線の認定についてを採決します。

議案第 8 4 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第 8 4 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 8 5 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 8 5 号町営土地改良事業の変更についてを採決します。

議案第 8 5 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第 8 5 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 8 7 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 8 7 号平成 1 9 年度四万十町水道事業欠損金の処理についてを採決します。

議案第 8 7 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第 8 7 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1 3 議案第 8 1 号四万十町副町長定数条例の一部を改正する条例について、日程第 1 4 議案第 8 2 号四万十町監査委員条例の一部を改正する条例について、日程第 1 5 議案第 8 6 号売買契約の一部を変更する契約の締結について、以上、議案第 8 1 号から議案第 8 2 号及び議案第 8 6 号の 3 議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 議案第 8 1 号四万十町副町長定数条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、8 月 3 1 日付けで前甲把副町長が退職をしたことによりまして、現行の副町長 2 人体制から 1 人体制に移行しようとするものでございます。

続きまして、議案第 8 2 号四万十町監査委員条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

この議案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成 2 0 年 4 月 1 日から施行されたことに伴いまして、四万十町監査委員条例の一部を改正する必要性が生じたので、改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、健全化法第 3 条第 1 項に規定された健全化判断比率の公表、健全化法第 2 2 条第 1 項に規定された資金不足比率の公表に当たっては、それぞれ監査委員の審査に付し議会へ報告することが必要とされておりますので、条例にこれらの審査を追加をしたというものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

次に、議案第 8 6 号売買契約の一部を変更する契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

本議案は、平成 2 0 年 6 月 1 1 日に議会の議決を受けました平成 2 0 年度窪川学校給食センター新築工事、これは厨房機器購入に関するものでございますが、売買契約の一部を変更するものでございます。

窪川学校給食センター新築工事につきましては、ほとんどが給食未実施である旧窪川地区の小・中学校 1 5 校の学校給食開始に向けまして現在窪川中学校横に建設中でございますが、厨房機器購入の売買契約の一部を変更する必要性が生じたので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

今回の売買契約の変更内容につきましては、炊飯システムの追加発注並びに生ごみ処理機、自動割卵機の購入を中止しようとするものでございます。

まず、炊飯システムにつきましては、高額で使用頻度が高いため、価格、省力化、安全性、ランニングコスト、人件費等総合的に検討を行いました。この結果、メーカー間によ

る仕様規格に大きな違いがあり、厨房メーカーによりそれぞれの特徴を持っておりますことから、当初の入札に入れますとメーカー指定になるおそれが生じたため、業者決定後、落札業者に追加発注することとし、今回追加して購入しようとするものでございます。

続きまして、ごみ処理機につきましては、現在大正地区で利用しておりますEM菌を使ったごみ処理機が利用可能なため購入を取りやめにするることとし、また自動割卵機につきましては、使用頻度等を考慮し、調理員により対応できるものと判断をいたしましたため、同センターでの機器購入を取りやめますため変更しようとするものでございます。

これによりまして、当初売買契約金額１億３４０万４，０００円に３，７０７万６，５５０円を加えまして、１億４，０４８万５５０円で契約しようとするものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第８１号から議案第８２号及び議案第８６号の３議案について、質疑、討論、採決は議案の精査研究をした後、後日改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第８１号から議案第８２号及び議案第８６号の３議案について、質疑、討論、採決は議案の精査研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

会議の途中ですが、ただいまより１０時４０分まで休憩します。

午前１０時２３分 休憩

午前１０時４１分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第１６ 議案第８８号平成２０年度四万十町一般会計補正予算（第２号）、日程第１７ 議案第８９号平成２０年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）、日程第１８ 議案第９０号平成２０年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）、日程第１９ 議案第９１号平成２０年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）、日程第２０ 議案第９２号平成２０年度四万十町住宅新

築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）、以上、議案第８８号から議案第９２号までの５議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第８８号平成２０年度四万十町一般会計補正予算（第２号）についてでございます。

今回の補正につきましては、まず歳入におきまして、町税の調定額、普通交付税、町債の借入限度額並びに前年度繰越金等の確定見込みによりまして、本年度の財政運営のもととなる一般財源の額が順次決定をすること等による計上、また歳出におきましては、政府資金補償金免除繰上償還に係る公債費の追加計上のほか、各事業の進捗に伴い内容等の再検討を行うとともに、物件費、普通建設事業費及び災害復旧事業費等の追加計上、精査を行ったことが主なものでございます。

最初に歳出予算の主な内容について申し上げますと、まず総務費では公営住宅使用料の滞納に係る訴訟経費を一般管理費に、ふるさと支援条例に基づく寄附金の収入見込み額５００万円をふるさと支援基金に積立金として財産管理費にそれぞれ計上しましたほか、ケーブルシステム整備費では指定管理に係る経費を新たに計上いたしますとともに各施設の見直し等を行い、２０５万円の減額補正となっております。

また、諸費では税源移譲による所得変動に係る経過措置分の還付予定額の確定などにより町税の過年度還付金２，９３８万円を減額する一方で、税務総務費では電子申告及び公的年金の特別徴収制度に係るシステムの構築費１，７０７万２，０００円を新たに計上いたしました。

そのほか、それぞれの費目で事務経費の精査等により追加並びに減額補正を行っておりまして、総務費全体では８０３万４，０００円の減額となっております。

次に、民生費でございますが、南海地震での津波被害が危惧されているデイサービスセンターさくら貝につきまして、興津保育所との併設による移転整備計画として再検討、協議を行いまして、平成２１年度の完成を目指すため用地造成及び設計委託料等の経費１，５０９万１，０００円を新たに老人福祉施設費に計上いたしました。

児童福祉費におきましては、興津保育所の移転整備に係る経費の見直しなどにより６１８万３，０００円を児童福祉総務費に、公立保育所の入所児童数の変動による運営費の見

直しなど８２６万６，０００円を公立保育所費にそれぞれ追加計上いたしました。

各事務事業の経費につきましても、所要の予算措置を講じておりまして、民生費全体では３，７４８万７，０００円の追加計上となっております。

続きまして、衛生費でございますが、四万十町斎場、クリーンセンター銀河及び若井クリーンセンターの各施設における管理運営経費を追加計上いたしましたほか、水道費におきましては、田野々簡易水道の取水堰の築造を初め、昭和簡易水道区域拡張事業の財源区分の見直し等により、簡易水道事業特別会計繰出金１，０８１万５，０００円を追加計上をいたしておりまして、この結果、衛生費全体では２，６０２万３，０００円の追加補正となっております。

次に、農林水産業費についてでございますが、まず農業振興費におきまして、見付共同ハウスの修繕料として２８９万円、農業技術支援のための環境保全型農業推進事業補助金９９万１，０００円、県の元気の出る市町村総合補助金事業による農業資源利活用事業補助金３１万５，０００円をそれぞれ新たに追加計上いたしましたほか、農地費では、最終年度を迎えた十和地区の圃場整備の附帯工事費として１５９万１，０００円の追加補正をいたしました。

林業費の林業振興費におきまして、有害鳥獣対策として県の委託事業であるシカの個体数調査事業として４９６万２，０００円を新たに計上いたしましたほか、県単独事業の鳥獣被害緊急対策事業の大部分を、より有利な国の補助事業である鳥獣害防止対策事業へ計画変更したことによる補助金の組み替え措置を行っております。

また、それぞれの事業につきましても進捗状況等を考慮の上見直しを行いまして、事業費を精査いたしまして所要の予算措置を講じており、この結果農林水産業費全体では１，０６３万６，０００円の追加補正となっております。

次に、商工費についてでございますが、商工振興費におきまして本町における豊富な農林バイオマス資源の利活用調査事業として、国の補助事業である農林バイオマス活用調査事業８２０万１，０００円を新たに計上いたしましたほか、本町の観光交流拠点施設である松葉川温泉及び道の駅めぐり窪川における地域資源を有効活用した直販加工等を含む総合販売体制の強化、その施設管理を行っている第三セクターである財団法人四万十地域振興公社と株式会社めぐり窪川の経営基盤強化など一体的で安定した経営基盤の確立のため、施設を含む法人の経営診断を実施すべく経営基盤改善強化事業補助金３００万円を観光費に追加計上をいたしました。この結果、商工費では１，２２２万７，０００円の追加

補正となっています。

続きまして、土木費でございますが、道路維持費では路面の補修などに伴う町道の維持補修工事費1,517万7,000円を追加計上いたしましたほか、電源立地地域対策交付金事業の計画見直しにより、各経費の組み替え等の措置を行っております。

一方、道路新設改良事業費では、地方道路整備臨時交付金事業における補助率及び割り当ての確定見込みによる路線ごとの精査及び見直しなどによりまして、458万7,000円の減額補正となっております。

河川費におきましては、がけ崩れ住家防災対策事業費677万5,000円を、住宅管理費では、町営住宅のケーブルシステムの配線工事、補修及び耐震補強工事などで1,656万円をそれぞれ追加計上いたしました。

これらによりまして、土木費全体では3,907万6,000円の追加計上となっております。

次に、消防費といたしましては、仁井田第2分団屯所の移転整備などの見直しによる工事費735万2,000円を消防施設費に追加計上したほか、防災費におきまして県補助金や宝くじ助成事業の交付見込み額による自主防災組織育成助成事業などの見直しを行っておりまして、これらにより消防費としては749万4,000円の追加補正となっております。

教育費についてでございますが、小・中学校費では昭和50年以前のすべての施設の耐震第2次診断を実施するため、耐震診断に係る経費と来年度補強工事計画の施設に係る補強設計費用、それぞれを小学校管理費に4,124万2,000円、中学校管理費に1,149万1,000円を、また大正中学校の改築に向けた基本設計費300万円も中学校管理費に追加計上し、安心して安全な学校施設の整備を早期に目指そうとするものでございます。

社会教育費におきましては、各事業の実績見込み及び施設の維持管理費などをそれぞれ追加計上いたしました。また、実行委員会などで協議検討しておりました第1回四万十川フルマラソン大会を来年4月に開催する予定となりました。春の四万十川のPR、町民の融和と交流人口の拡大を図りますため、その開催経費を実行委員会補助金として567万4,000円追加補正いたしました。

その他それぞれの費目におきまして、各種事務事業の進捗に伴いこれらの経費について精査を行い所要の予算措置を行っているところでございまして、教育費全体では8,40

1万3,000円の追加計上となっております。

災害復旧費におきましては、5月の林道災害を含む今後の対応見込み分として、林道土木現年災害復旧費に1,560万4,000円などを追加計上しており、災害復旧費全体で1,679万1,000円の追加補正となっております。

公債費におきましては、行政報告で申し上げましたように、公的資金の補償金免除繰上償還制度に基づき、一般会計分の地方債残高のうち繰上償還の対象額2億3,197万円を元利償還に追加計上をいたしました。

以上、歳出につきましてはただいまご説明申し上げましたとおりでございますが、一方これを賄う歳入といたしましては、第1表、歳入に記載のとおりとなっております。

町税におきまして、本年度の現年課税分の調定見込み額によりまして、551万3,000円を追加計上したほか、普通交付税や各事業における国及び県支出金の交付見込み額、前年度からの繰越金及び公的資金補償金免除繰上償還に対応すべく減債基金1億4,000万円などをそれぞれ追加計上をいたしております。

なお、普通交付税におきましては、本年度の決定額がご報告申し上げましたように60億6,853万6,000円、対前年度比で2億238万5,000円、3.5%の増となっております。今後の追加需要及び財源調整のための保留的財源額は、今補正後6,000万円となっているところでございます。

これによりまして、今回の補正額は歳入歳出それぞれ4億6,525万円の追加計上となっております。累計予算額は歳入歳出それぞれ155億3,884万8,000円となっております。

また、地方債の補正でございますが、第2表に記載のとおり、各事業所の確定等により限度額の変更を行うものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第89号平成20年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正といたしましては、まず歳出でございますが、19年度実績に伴う療養給付費交付金返還金2,060万6,000円が主なものでございます。一方、それを賄う歳入でございますが、20年度国民健康保険税調定額が確定したことに伴いまして、2,544万2,000円を減額措置、19年度決定に伴いまして20年度への繰越金の増額1,513万6,000円と、それらを賄うための財政調整基金からの繰入金3,114

万3,000円となっております。

以上、第1表歳入歳出補正予算に記載のとおりでございます。この結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2,100万2,000円の補正となりまして、累計予算総額は27億1,743万5,000円となったところでございます。

次に、議案第90号平成20年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成19年度に実施いたしました介護保険事業費の確定に伴い、超過または不足が生じております国庫負担金、県負担金、社会保険診療報酬支払基金交付金の返還金及び精算交付金の計上と決算剰余金の予定額を計上いたしております。この結果、補正額は歳入歳出それぞれ4,445万2,000円の増額となりまして、累計予算総額は18億8,722万7,000円となっております。

次に、議案第91号平成20年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主たる内容について申し上げますと、まず歳出のうち維持管理費では落雷等の修理に対応するため需用費248万4,000円、原材料費130万円の増額、量水器の法定期間満了に伴う取りかえのため備品購入費172万3,000円増額となりまして、維持管理総額では550万7,000円増額するものでございます。

次に、施設増補改良費でございますが、田野々簡易水道補助水源の改修のため、委託料50万円を増額、工事請負費につきましては田野々簡易水道の工事請負費として350万円の増額、移転補償工事箇所が減となることに伴いまして210万円の減額を行い、施設増補改良費総額で190万円増額するものでございます。

建設改良費でございますが、事業の精査によりまして委託料290万円減額、工事請負費227万2,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、公債費でございますが、特定財源その他と一般財源との財源変更をしようとするものでございます。

歳出総額では、223万5,000円増額補正しようとするものでございます。これに伴いまして、歳入では繰入金1,081万5,000円の増額、雑収入28万円の減額、町債830万円の減額、合わせまして223万5,000円増額措置をいたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第92号平成20年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正

予算（第１号）でございます。

今回の補正につきましては、競売の申し立てに伴い住宅新築資金等貸付事業推進費を増額して、第１表のとおり予算措置を講じようとするものでございます。

以上、５議案につきまして一括提案理由のご説明を申し上げました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げまして提案理由の説明にかえます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第８８号から議案第９２号までの５議案について、質疑、討論、採決は議案の精査研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第８８号から議案第９２号までの５議案について、質疑、討論、採決は議案の精査研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第２１ 決算第１号平成１９年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） それでは、決算第１号平成１９年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

平成１９年度の四万十町は、新町建設計画に基づき地域資源を生かし、その特性を伸ばしつつ均衡ある発展を目指す地域づくりの展望を踏まえまして、真に必要とされる施策への重点化や効率化を図り、町民の福祉向上と地域の発展を目指した施策を展開してまいりました。また、自立と共生のまちづくりの基本構想に基づいて、第１次総合振興計画を策定し、実効性ある計画として住民と協働の新たなまちづくりを推進する基盤づくりを行ったところでございます。

その結果、平成１９年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額１３４億４，０７８万６，９５４円、歳出総額１３１億２，０７０万２，７７８円、差し引き３億２，００８万４，１７６円となりまして、翌年度へ繰り越すべき財源１億２，６０１万３，０００円を

控除した１億９，４０７万１，１７６円が実質収支となっておりますが、地方自治法の規定により１億円を基金に積み立てることとし、差し引き９，４０７万１，１７６円を平成２０年度への純繰越金として繰り越すことといたしました。

なお、主な事業の内容につきましては、主要な施策の実績報告書に取りまとめておりますので、ご高覧をいただきたいと存じます。

次に、国民健康保険事業特別会計についてでございます。

歳入総額２億５，８９０万５，９４３円に対し、歳出総額は２億３，３７６万８，０４５円となり、差し引き２，５１３万７，８９８円が実質収支額となり、平成２０年度へ繰り越すことといたしております。

次に、国民健康保険大正診療所特別会計でございますが、歳入総額２億７，５３３万９，２８８円に対し、歳出総額２億７，５０７万７，９３４円で、差し引き２６万１，３５４円が実質収支額となり、平成２０年度へ繰り越すことといたしております。

続きまして、国民健康保険十和診療所特別会計でございます。

歳入総額２億３，９３６万８，２０３円に対し、歳出総額２億２，３４８万５６２円で、差し引き１，５８８万７，６４１円が実質収支額となっておりますが、地方自治法の規定により８００万円を基金に積み立てることとし、差し引き７８８万７，６４１円を平成２０年度へ繰り越すことといたしました。

次に、大道へき地診療所特別会計でございますが、歳入総額１，０５４万７，４６１円に対し、歳出総額１，０１９万８，７５９円となり、差し引き３４万８，７０２円を平成２０年度へ繰り越すことといたしております。

次は、老人保健医療事業特別会計でございます。

歳入総額３億２，３２７万９，６０６円に対し、歳出総額３億２，７７９万９，７５３円で、差し引き１，４５２万１，４７円の歳入不足を生じました。これを補填するために翌年度の歳入をもって繰上充用を行っております。

続きまして、介護保険事業特別会計でございます。

歳入総額１億９，０２４万４，６４２円に対し、歳出総額１億８，９６２万６，８８６円で、差し引き１億６１万７，７５６円が実質収支額となっておりますが、地方自治法の規定により３，５００万円を基金に積み立てることとし、差し引き６，５６１万７，７５６円を平成２０年度へ繰り越すことといたしました。

次に、簡易水道事業特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ５億５，７８２万４，

924円となっております。

また、住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましても、歳入歳出とも同額の4,439万2,871円となっております。

続きまして、園芸作物価格安定事業特別会計についてでございますが、当会計の決算額は歳入総額373万8,037円に対し、歳出総額は370万5,338円となり、差し引き3万2,699円を平成20年度へ繰り越すこととなりました。

次に、農業集落排水事業会計につきましては、歳入歳出とも同額の3,952万1,168円となっております。

水道事業特別会計につきましても、歳入歳出それぞれ8,247万2,777円でございます。

ふるさとの森づくり事業特別会計につきましても、歳入歳出それぞれ1,148万3,043円となっております。

給与等集中処理特別会計につきましては、一般会計及び各特別会計に計上しております職員給与等について事務の簡素化を図るため一括で処理するためのものでございまして、当該経費につきましては最終的に一般会計及び各特別会計に振替処理されますため、歳入歳出とも決算額はございません。

続きまして、平成19年度四万十町水道事業決算についてでございます。

19年度の水道事業につきましては、簡易水道施設と統合したことにより給水人口、給水戸数、総配水量及び総有収水量とも前年度と比較し若干の減少となりました。

まず、収益的収支についてでございますが、給水人口は5,476人に対し、年間有収水量77万3,975立方メートルを供給し、収益的収入は料金収入と営業収益及び営業外収益を合わせて1億170万9,872円となりました。

一方、収益的支出につきましては、人件費、維持管理費、企業債、支払い利息、減価償却費と通常の運営経費でございますが、統合した簡易水道並びに第7次拡張工事の起債償還等が増額となりましたことから、合計1億1,273万8,411円の支出となっておりまして、差し引き1,102万8,539円の経常損失を計上することとなりました。この損額につきましては、前年度繰越利益剰余金及び建設改良積立金により補填をすることといたしております。

次に、資本的収支についてでございますが、19年度は最終年度を迎えた第7次拡張事業及び年利7%以上の企業債残高1億2,132万6,772円を公的資金補償金免除繰

上償還制度によりまして、1.0%から1.4%の借換債1億2,090万円で繰上償還を行いました。この結果、合計で3億6,625万6,151円の支出となり、この中の財源は企業債3億290万円を借り入れし、不足する額につきましては、減債積立金、建設改良積立金を取り崩すとともに、過年度損益勘定留保資金をもって補填をいたしております。

以上が平成19年度各会計の決算の概要でございますが、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき監査委員の決算審査意見書を付しておりますし、地方自治法第233条第5項の規定に基づき主要な施策の概要書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書をあわせ提出をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金の運用状況につきまして、監査委員の意見を付してあわせ提出をいたしております。ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております決算第1号につきまして、質疑、討論、採決は議案の精査研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、決算第1号につきまして、質疑、討論、採決は議案の精査研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第22 陳情を議題とします。

本日まで受理をしました陳情は、お手元に配付しております請願・陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時15分 散会